

議案第149号

飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について

飛騨市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市税条例の督促状の発行期間に関する規定の追加に伴う改正

飛驒市下水道条例の一部を改正する条例

飛驒市下水道条例（平成16年飛驒市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第8号中「第4号」を「第5号」に改める。

第45条第1項中「納期限後20日以内に、規則で定める督促状を発行して督促する。」を「飛驒市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年飛驒市条例第73号）の規定を準用する。」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛驒市下水道条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第24条 略 (除害施設の設置等)</p> <p>第25条 法第12条の11の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和46年岐阜県条例第33号)により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 略</p> <p>第26条～第44条 略 (使用料等の督促)</p> <p>第45条 市長は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者があるときは、<u>納期限後20日以内に、規則で定める督促状を発行して督促する。</u></p>	<p>第1条～第24条 略 (除害施設の設置等)</p> <p>第25条 法第12条の11の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和46年岐阜県条例第33号)により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 略</p> <p>第26条～第44条 略 (使用料等の督促)</p> <p>第45条 市長は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者があるときは、<u>飛驒市督促手数料及び延滞金徴収条例(平成16年飛驒市条例第73号)の規定を準用する。</u></p>

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発行の日から30日以内とする。

3 督促手数料及び延滞金の徴収については、飛騨市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年飛騨市条例第73号）の例による。

以下 略

以下 略

飛騨市下水道条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

飛騨市税条例の督促状の発行期間に関する規定の追加に伴う改正

2 改正の内容

(1) 号内における号ずれの修正

号内条文における誤りを改正するもの。

(第25条関係)

(2) 下水道使用料等の督促に関する規定の市条例準用

市税条例の督促状の発行期間にかかる規定追加に伴い、下水道使用料等の督促及び延滞金の取扱いについて「飛騨市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年飛騨市条例第73号）」を準用しようとするもの。

(第45条関係)

3 施行日 公布の日